

2015年
(平成27年)

10月号

なら

通巻 354号

労働時報

CONTENTS

○ご存じですか？労働委員会……………	1
○社員・シャインな職場訪問記②……………	2
○社員・シャイン職場づくり推進登録企業紹介……………	3
○年次有給休暇取得促進期間……………	4
○こまどりローン……………	5
○労務改善 Q & A ……………	5
○全国労働衛生週間……………	6
○奈良県の労働経済主要指標……………	6
○中退共の退職金制度……………	6

地域就職支援センター

ハローワークのスタッフがおり、求人情報の閲覧、仕事の相談・紹介が可能です

◆奈良県地域就職支援センター（奈良市）
☎0742-25-3708

月～金 8時30分～17時

奈良市西木辻町93-6 エルトピア奈良1階

◆大和高田地域就職支援センター（大和高田市）
☎0745-41-8609

月～金 8時30分～17時

大和高田市幸町2-33 奈良県産業会館3階

労働相談ダイヤル

◆奈良県雇用労政課
☎0120-450-355
月～金 9時～17時

◆エルトピア奈良（奈良労働会館）
☎0742-26-6900
第1・第3土 13時～17時

◆エルトピア中和（中和労働会館）
☎0745-22-6631
第2・第4土 13時～17時

奈良県労働委員会

労働者と使用者の紛争解決のための「あっせん」を行っています。

☎0742-20-4431 月～金 8時30分～17時

※平成27年度から、労働委員会委員による労働相談会を毎月開催しています。

しごと相談ダイヤル

パート・内職・技術講習など情報を提供しています。

◆奈良しごとセンター（エルトピア奈良1階）☎0742-23-5730 月～土9時～17時

◆高田しごとセンター（奈良県産業会館3階）☎0745-24-2010 月～土9時～17時

※いずれも祝日・年末年始を除く

☆ご存じですか？労働委員会☆

雇用のトラブル解決のお手伝いをします。

奈良県労働委員会

個々の労働者又は労働組合と使用者間のトラブルで、自主的な解決が困難になった場合、労働委員会が労使の間に入り、双方の主張を整理してトラブルを平和的に解決するお手伝いをします。

10月は「個別労働関係紛争処理制度」周知月間です！

★委員による労働相談会を開催します。

◆「個別労働関係紛争処理制度」って？

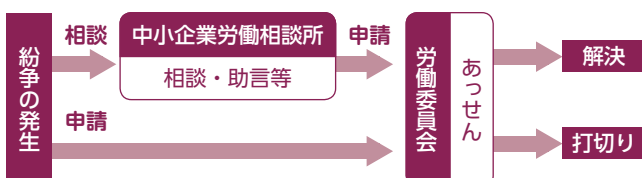
○個別労働関係紛争というのは、個々の労働者と事業主との間で起きたトラブルをいいます。

○そのトラブルを労働問題の専門家であるあっせん員が、公正・中立の立場で解決に向けて支援する制度が「個別労働関係紛争処理制度」です。

◆「個別労働関係紛争処理制度」周知月間

全国の各労働委員会と中央労働委員会とが一体となって、毎年10月を制度周知月間と定め、種々の取り組みによりPRに努めています。

あっせんの流れ



奈良県労働委員会では周知月間の取り組みとして、委員による労働相談会を下記のとおり開催します。

日時：10月4日（日）午後1時30分～4時30分

10月8日（木）午後3時～4時

場所：10月4日 奈良県産業会館3F

（大和高田市幸町2-33）

10月8日 奈良総合庁舎（奈良市法蓮町757）

概要：労働者側、使用者側と中立の立場の3名の労働委員会委員が相談員となって、労働条件その他労働関係に関する相談（募集採用などの相談は除外）をお受けします。

一人30分程度です。

費用：無料

対象：県内在住または在勤の労働者及び事業主

申込み：予約制です。

下記へお問い合わせください。

問合せ：奈良県労働委員会事務局

〒630-8113奈良市法蓮町757 奈良県奈良総合庁舎内

電話番号 0742-20-4431（直通）

※なお、労働相談については、各中小企業労働相談所（労働相談ダイヤル）でも受け付けています。



社員・シャインな職場訪問記 25



今号以降3号にわたり、平成26年度奈良県社員・シャイン職場づくり推進表彰企業を紹介します。

まず紹介するのは、
若年者雇用推進部門賞を受賞された
奈良交通株式会社様です。

総務人事部の福原課長にお話を伺いました。



奈良交通株式会社

事業内容：運輸業

所在地：奈良市大宮町1-1-25

TEL：0742-20-3119

URL：http://www.narakotsu.co.jp/



若年者雇用に関する取り組みについて教えてください。

「本格的な就職活動の前に、学生に職業選択に役立つ経験を得る機会を提供できれば」と、バスを運行する営業所ではインターンシップや職場体験の受け入れを、以前より実施していました。

また近年では、飲食部門のベーカリーレストラン「サンマルク」で障害者を対象とした実習の受け入れも行っています。パン作りや食器洗いを体験して頂きますが、真面目に実習に取り組まれている方ばかりでとても好感が持てます。



今春入社した新入社員は明るく元気いっぱい！

今後の目標を教えてください。

社員一人ひとりが仕事と家庭の両立をさせ、それぞれの生活が充実したものになるような体制づくりを続けていきたいと思っています。

また、女性の職域拡大を図るべく、女性ドライバーをはじめとする女性社員の採用にも積極的に取り組んでいきたいと考えています。現在、5名の女性ドライバーが活躍しています。そして、高校卒業見込みの3年生が対象の運転職「ステップアップドライバー」では、今春入社した5名中、1名は女性社員です。このような社員やバスガイドも、結婚や出産をしても長く働き続けられるよう、環境整備や制度づくりにも今後力を入れていきたいと思っています。

近年、通勤・通学のお客様が減少傾向にある中で、ひとりでも多くの“奈良交通ファン”を作りたいという気持ちが根底にあります。奈良交通という会社をよく知ってもらうためにも、地域密着の事業展開や、見学・体験の機会を通じて、会社の雰囲気や社風を多くの方に伝えていきたいです。

取り組みを進めるうえで大切にしていることは何ですか？

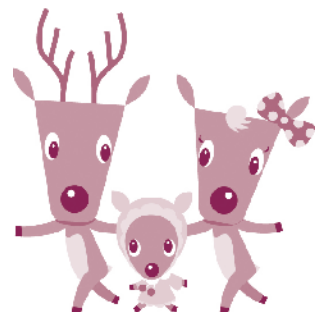
常にお客様に対して何か恩返しができないかということを考え、交通安全教室など地元との関わりを大切にしながら事業に取り組んでいます。

また、障害者職場実習では、一人ひとりの作業のペースを見ながら、無理のないように課題を与えるよう心掛けています。初めは難しかった作業も繰り返すことでできるようになり、それが生徒さんの自信につながっていくのではないかと思います。

インターンシップでは、普段からバスをご利用頂いている方やバスの運転に興味を持っている方などを受け入れ、奈良交通という会社をより深く知ってもらえるよう努めています。

取り組みの中で苦労したことはありますか？

インターンシップについては、長年取り組んできたため、ある程度の受け入れ体制も整っており、特に苦労と感じることはありません。むしろ、終了後に学生さんからいただく感謝のお言葉やお手紙、学生さんの笑顔に、とてもやり甲斐や喜びを感じます。



当社のマスコットキャラクター
シーカくんファミリー

地元のお客様のために地域貢献していきたいという思いが、社内に受け継がれていることが分かりました。

今後も、さらなる取り組みを進められますことを期待しております！！



社員・シャイン 職場づくり 推進登録企業紹介

平成26年度の登録企業の主な取組内容をご紹介します。



<p>株式会社セフティライフ (有料老人ホーム、介護サービス) 北葛城郡広陵町馬見南4-1-1 http://elysion-gr.com/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ★育児のための短時間勤務制度が小学校就学前まで利用できる。 ★配偶者の出産前後の休暇制度（有給・2日間）がある。 ★ポジティブ・アクションの観点から女性社員の昇進・昇格を推進している。 ★短時間労働者等に働きに応じた昇進・昇格・賃金制度を導入している。
<p>中井税務労務事務所 (会計事務所、社会保険労務士事務所) 北葛城郡河合町泉台2丁目15-24 http://www.keiei-support.jp/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ★男女平等の評価や給与体系を実施している。 ★短時間労働者等から正規労働者に登用する制度がある。 ★労働者の事情により雇用を継続できる制度がある。 ★労働者自らの能力開発・向上にかかる取組を支援している。
<p>奈良近鉄タクシー株式会社 吉野営業所 (一般乗用旅客自動車運送事業) 吉野郡大淀町北六田136-1</p>	<ul style="list-style-type: none"> ★育児・介護等のためのフレックスタイム制や、始業・終業時刻の繰上・繰下制度が利用できる。 ★配偶者の出産前後の休暇制度（必要期間取得可）がある。 ★過重労働及びメンタルヘルス相談窓口を設置している。 ★非正規労働者から正規労働者に登用する制度がある。
<p>奈良県緑化土木協同組合 (建設業) 奈良市東紀寺町2-8-8</p>	<ul style="list-style-type: none"> ★配偶者の出産前後の休暇制度（有給・2日間）がある。 ★ポジティブ・アクションの観点から女性社員の昇進・昇格を推進している。 ★非正規労働者から正規労働者に登用する制度がある。 ★労働者自らの能力開発・向上に係る取組を支援している。
<p>株式会社日本政策金融公庫 奈良支店 (金融業) 奈良市大宮町7-1-33 奈良センタービルディング6階 http://www.jfc.go.jp/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ★育児のための短時間勤務制度や、始業・終業時刻の繰上・繰下制度が小学校3年生まで利用できる。 ★介護のための短時間勤務制度や、始業・終業時刻の繰上・繰下制度が1年間利用できる。 ★女性の能力活用の促進にかかる実施計画を作成している。 ★労働者自らの能力開発・向上に係る取組を支援している。
<p>メタコート工業株式会社 (自動車部品の製造販売) 北葛城郡王寺町3-2-46</p>	<ul style="list-style-type: none"> ★育児のためのフレックスタイム制や、始業・終業時刻の繰上・繰下制度が小学校就学前まで利用できる。 ★介護のための短時間勤務制度や、始業・終業時刻の繰上・繰下制度が1年間利用できる。 ★男女平等の評価や給与体系を実施している。 ★5年以上勤務されている障害のある労働者がいる。
<p>森井食品株式会社 (春雨の製造) 桜井市河西641 http://www.morii-foods.co.jp/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ★育児のためのフレックスタイム制、始業・終業時刻の繰上・繰下制度が利用できる。 ★短時間労働者等から正規労働者に登用する制度がある。 ★5年以上勤務されている障害のある労働者がいる。 ★労働者自らの能力開発・向上に係る取組を支援している。
<p>有限会社モルガンデータシステム (アンケート入力・集計) 生駒市北田原町1691-3 http://www.morgan.co.jp/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ★子の看護休暇は1人であれば年6日、2人以上であれば年12日取得できる。 ★企業のトップが女性の活用などの企業方針を明確化している。 ★短時間労働者等に働きに応じた昇進・昇格・賃金制度を導入している。 ★在宅勤務制度やテレワークの制度を導入している。

詳しい取組内容は……

社員・シャイン 登録

検索

クリック!

<http://www.pref.nara.jp/21259.htm>

効率的に働いて、しっかり休める 職場づくりに取り組みましょう。

働き方・休み方を変える第一歩として、「プラスワン休暇」を実施しましょう。



ワーク・ライフ・バランス
仕事と生活の調和のために、
「プラスワン休暇」で
連続休暇に。

労使協調のもと、土日、祝日に
年次有給休暇を組み合わせ、
3日(2日)+1日以上の休暇を実施しましょう。

2015年10月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9 +	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25 +	26	27	28	29	30	31

10月は年次有給休暇取得促進期間です。

休暇取得に向けた職場づくりに取り組みましょう。

事業場での具体的な取組の一例

年次有給休暇を取得しやすい環境整備
経営者の主導のもと、取得の呼びかけなど年次有給休暇を
取得しやすい雰囲気づくりや、労使の意識改革をしましょう。

労使の話し合いの機会をつくる
年次有給休暇の取得状況を確認するとともに、
取得率向上に向けた具体的な方策を話し合いましょう。

年次有給休暇の「計画的付与制度」を活用しましょう。

年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を結べば、計画的に年次有給休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度を導入している企業は、導入していない企業よりも年次有給休暇の平均取得率が8.1ポイント高くなっています(平成25年)。

この制度を導入することによって年次有給休暇が取りやすくなると考えられます。 ※就業条件総合調査

1. 導入のメリット

- 事業主** 労務管理がしやすく計画的な業務運営ができます。
- 従業員** ためらいを感じずに、年次有給休暇を取得できます。

2. 日数

付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の従業員

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の従業員

5日
事業主が計画的に付与できる

5日
従業員が自由に取得できる

15日
事業主が計画的に付与できる

5日
従業員が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

こまどりローン

奈良県勤労者生活支援資金融資制度

奈良県が近畿労働金庫と提携して行っている働く皆様のための融資制度です。

- ①中小企業に勤務する方で次の要件を満たす方
〔・県内在住又は在勤 ・現住所1年以上居住 ・現勤務先1年以上勤務〕
- ②離職者で雇用保険受給中の方で次の要件を満たす方（連帯保証人1名必要）
〔・県内在住 ・現住所1年以上居住 ・離職前勤務先1年以上勤務〕
- ③育児・介護休業を取得中又は取得予定で、休業残期間が1ヵ月以上ある方で次の要件を満たす方
〔・県内在住又は在勤 ・現住所1年以上居住 ・現勤務先1年以上勤務〕



◆使途：①②教育費・医療費 ③生活資金	◆融資額：100万円（介護は60万円）
◆年利：1.6%	◆返済：5年以内 ◆保証機関の保証が必要です

* 医療費は同居家族等の医療費、本人及び同居家族等の歯科治療費のみ対象となります。

* 金融機関の審査により、融資することが出来ない場合があります。

- 融資申込窓口 近畿労働金庫県内各支店へ
奈良支店<0742-36-2100> 高田支店<0745-53-2211>
桜井支店<0744-45-0123> 吉野出張所<0747-52-0351>
近畿労働金庫郡山ローンセンター<0743-53-8581>
- 問い合わせ先 上記各支店・出張所・ローンセンター
奈良県雇用労政課<0742-27-8828>
<http://www.pref.nara.jp/4119.htm>

労務改善 Q&A



退職予定日の2日前、仕事中に指を切断する大けがをしました。労災による治療は退職後も可能でしょうか。また、もし会社が労災申請に協力してくれない場合、どうすればよいでしょうか。



労災保険法第12条の5第1項には、「保険給付を受ける権利は、労働者の退職によって変更されることはない。」と明記されています。仕事中の負傷又は疾病であれば、在職中、退職後を問わず、労災で治療することができます。

なお、仕事中の大けがが原因で会社をお休みされた場合の休業補償についてですが、休業初日から3日目までは、休業1日につき平均賃金（日給相当額）の60%を、会社が被災労働者に支払わなければなりません（労働基準法第76条第1項）。

また、休業4日目以降は、労災保険の休業補償給付を申請することができます（労災保険法第14条第1項）。休業1日につき給付基礎日額（平均賃金相当額）の60%となりますが、労災保険には特別支給金という上乗せ給付があり、さらに20%を受給できます（労災保険特別支給金支給規則第3条第1項）。

さて、会社が労災申請に協力してくれないケースについてです。労災の申請書には事業主証明欄がありますし、中でも休業補償給付の申請では、給付基礎日額を決定するため、会社が作成、保管しているタイムカード（出勤簿）や賃金台帳の写しを添付しなければなりません（退職後の期間については事業主証明不要）。

もし会社が証明等を拒否した場合、『証明してもらえない事情等』を被災労働者側が文書にして申請書に添付すれば、労働基準監督署は受理してくれます。

ちなみに、会社が「仕事中のケガではない（労災事故ではない）」と主張して、協力を拒むケースがあります。労災事故か否かは、会社が決めることではありません。ケガに至る経緯を見て、労働基準監督署が判断し決定しますので、申請書への証明等は協力しなければなりません。詳細は、事業所管轄の労働基準監督署へお尋ねください。

職場発！ 心と体の健康チェック はじまる 広がる 健康職場 平成27年度 全国労働衛生週間

10月1日(木)～10月7日(水) (準備期間 9月1日～9月30日)

労働者の健康を巡る問題を見ると、平成26年度の精神障害の労災支給決定件数が497人で過去最多、脳・心臓疾患の労災支給決定件数が277人となっていること、勤務問題を原因・動機の一つとしている自殺者が約2,200人いること、近年過労死等が多発し大きな社会問題となっていることなど、職場におけるメンタルヘルス対策や過重労働による健康障害防止対策は重要な課題となっています。

また、業務上疾病の被災者は長期的には減少してきたものの、平成26年は前年から105人増加して7,415人となり、疾病別では腰痛が多くなっています。さらに、溶剤、薬品等による薬傷・やけど等が多く、化学物質を原因とする新たな問題も生じています。

このような状況を踏まえ、平成26年6月に公布された改正労働安全衛生法では、業務上疾病の発生を未然防止するための仕組みを充実させることとしています。また、平成27年7月24日には、過労死等の防止のための対策等を取りまとめた「過労死等の防止のための対策に関する大綱」が閣議決定されました。

全国労働衛生週間をきっかけに、一定の危険・有害な化学物質に関するリスクアセスメントの実施、メンタルヘルス対策及び職場における受動喫煙防止対策の推進など、日常の労働衛生活動の総点検を行いましょう。さらに、事業者や安全衛生管理者による職場巡視、事故等緊急時を想定した訓練などを実施し、労働衛生水準の向上と労働衛生意識の高揚を図りましょう。
(主唱：厚生労働省、中央労働災害防止協会)

奈良県の労働経済主要指標

<労働者の動き (新規求人倍率、有効求人倍率は季節調整値) >

	人口 (年度は10月1日)	新規 求職数	新規 求人数	新規 求人倍率	有効 求職数	有効 求人数	有効求人倍率 < ()内は全国値 >
平成24年度	1,389,690	66,358	79,392	1.20	292,562	210,315	0.72 (0.82)
25年度	1,383,549	62,400	83,829	1.34	270,251	226,474	0.84 (0.97)
26年度	1,376,466	60,541	82,362	1.36	253,048	225,223	0.89 (1.11)
平成27年2月	1,374,285	5,316	6,982	1.34	19,993	18,949	0.88 (1.15)
3月	1,373,158	5,546	7,060	1.40	21,550	19,996	0.90 (1.15)
4月	1,371,456	6,686	7,520	1.50	22,501	19,440	0.93 (1.17)
5月	1,372,046	4,872	6,680	1.51	21,809	19,165	0.98 (1.19)
6月	1,371,347	5,096	7,541	1.58	21,521	19,843	1.02 (1.19)
7月	1,370,927	4,732	7,812	1.50	20,664	20,151	1.03 (1.21)

(奈良労働局主要統計・指標より)

<賃金・労働時間の動き (年平均、月平均 事業所規模5人以上) >

	賃 金 (円)		労働 時 間 (時間)	
	現金給与総額	きまって支給する給与	総実労働時間	所定外労働時間
平成24年	262,429	223,192	137.5	8.3
25年	261,524	222,481	137.1	8.2
26年	264,538	223,388	136.4	8.1
平成27年1月	226,980	221,027	123.2	7.2
2月	224,545	222,439	131.8	7.2
3月	231,201	221,805	134.1	7.5
4月	236,626	231,833	143.2	7.6
5月	240,479	223,527	129.9	7.0
6月	322,463	224,976	139.3	6.9

(毎月勤労統計調査地方調査より)

「確かな未来」が会社を変える。



「中退共」は中小企業が加入しやすい
国の退職金制度です。

- ① 国の制度だから安全・安心!
さらに掛金の一部を国が助成します。
- ② 社外積立でラクラク管理!
管理や運用の手間がかかりません。
- ③ 掛金は全額非課税でオトク!
節税に加え、手数料もかかりません。

- パートタイマーさんもお加入いただけます。
- 解散存続厚生年金基金からの移行先の一つです。
詳しくはホームページをご覧ください



<http://chutai-kyo.taisyokukin.go.jp/>

独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL (03) 6907-1234 FAX (03) 5955-8211